

令和7年2月鳥取県定例教育委員会

開催日時 令和7年2月13日（木）午前10時～午前11時55分

開催場所 教育委員室（鳥取県庁第2庁舎5階）

1 開会

○足羽教育長

みなさん、おはようございます。ただいまから令和7年2月の定例教育委員会を開催いたします。先週から大きな雪になりまして、とくに東部は大変でございまして、気温も低かったので、雪もなかなか溶けず、車が駐車場で埋まったりして、学校も何校か休校がありましたけれども、そんなに大きな被害は学校のほうにはなかったように思っております。

2 日程説明

○足羽教育長

では、教育総務課長から、本日の日程説明をお願いします。

○林教育総務課長

本日は議案7件、報告事項4件の、合計11件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

3 一般報告

○足羽教育長

では私から一般報告をさせていただきます。まずはちょっと資料には書いておりませんが、1月23日、前回の教育委員会の次の日ですね。ブラジルから高校生たちが48名来県されました。これはブラジルの松伯学園と大志万学院という、日本や鳥取県にもゆかりのあるような生徒たちが通っている学校で、毎年2年に1回鳥取県に来県されています。今年で17回目の訪問となりました。この時期に来られる理由はスキーをぜひやりたいと、氷ノ山のほうでスキー体験をされて、知事表敬や議長表敬、それから私も含めて表敬いただき、次の日には青谷高校の生徒さん方と交流をされたり、毎回来られたときには交流をしていただいております、観光をされたりしてお帰りになりました。

そして、1月24日に、山陰教師コンソーシアム会議が松江でございました。鳥根県教委と鳥取県教委、そして鳥根大学教育学部、この三者の連携会議で、今後の教員養成に向けた話し合いを行いました。対面で行うのはコロナもあつたりで、実は4年ぶりとなります。去年は大雪で急遽オンラインでとなってしまったのですが、久しぶりに対面で開催をいたしました。

1月27、28日、全国の都道府県教育委員会連合会総会、教育長連合会総会もあわせてありましたが、佐伯委員に出席いただきました。ありがとうございました。インクルーシブ教育の今後の展望というのが大きな話題で、部会のほうでもいろいろ意見交換をさせていただいたところでございます。

そして2月1日に、県の教育研究大会を倉吉で開催しました。美術館とエスバック未来中心を会場としてでしたが、今年はこの研究大会に合わせて、市町村の教育委員の研修会も兼ねるというかたちで開催してみま

した。従来は、不登校ですとか、あるいは学力ですとか、あるいはICTとかいろんな分野を決めて、分科会で協議をしていただくという設定にしておりましたが、今年度はこの研究大会も午前中から高校生と中学生による課題研究発表会を、これは美術館のほうで朝から行いました。従前、高校の課題研究発表会というのを内輪でやっていたのですが、そこを外向けにして地域の方や関係者も招き、さらには中学生にも参加をいただくというなかたち、さらには鳥取聾学校の生徒さん方も日ごろの成果を、実は聾学校の生徒は英語でプレゼンをしていただいたりして非常に盛り上がりました。そして午後からは未来中心の方で、ふるさとキャリア教育フェスティバル、これは去年からスタートしましたが、夏場にあった親子でお仕事体験ツアーの体験発表会だったり、それから小・中・高校生によるCMコンテストの表彰式を午後にやって、これも外向けに子どもたち目線でこの地域を捉え、地域を発信していく、そういうふうな成果を研究大会というのかたちで開催をしました。この委員研修会は実際に子どもたちの姿を委員方にぜひ見てもらおう、そのほうが良いのではないかとということで、今回は抱き合せて、やりました。300人を超える観客の方々がお越しになって、小学生・中学生・高校生達のそれぞれの取組に共感をいただいたところでございます。非常にいい取組成果だったなと思っております。

それから書いておりませんが、2月3日は、県立高校の特色入試を実施しました。今日の新聞に明日から出願が始まる一般入学者選抜の状況が報道されておりましたが、無事特色入試も3年目を終えて、状況を私も全校から聞きました。年々子どもたちの意欲がある部分と、とりあえず早く決めたいという思いで出願してきたという生徒、中学校のフィルターにかからず生徒自身の志望でチャレンジできるというところで、その辺りちょっと二極化とはいいいませんが、そういう様子も見られるというので、再度この特色入試の意義・狙いをしっかり中学校から生徒達に伝えていくことが必要かなというふうに感じたところでございます。

そして2月6日に、手話パフォーマンス甲子園の実行委員会に私が出席をしましたが、来年度、第12回大会の日程が決まりました。9月14日（日曜日）に来年度はエスパック未来中心で開催が決まりましたので、また委員の皆様方にも近づきましたらご案内をさしあげたいと思います。

2月10日、教育センターのフォーラムを開催いたしました。去年はちょうど教育センター設立50周年の記念で、このフォーラムを開催して、継続してやろうということでやりました。今回は石川県加賀市の島谷教育長に、基調講演をお願いしました。島谷教育長は文科省職員で加賀市のほうに教育長として3年出向しておられる方です。教育行政に非常に堪能であるということからお招きして、オンラインも含めて100名を超える参加があったということで盛会でございました。私からの一般報告は以上とさせていただきます。

4 議 事

○足羽教育長

では続いて議事に入りたいと思います。本日の議事録署名委員は、松本委員と玉野委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

では、林次長から議案の概要説明をお願いします。

○林次長

本日は議案7件でございます。

まず議案第1号は、公立学校教職員の懲戒処分についてでございます。公立学校教職員におきまして非違行為がございましたので、その内容をお図りするものでございます。

議案第2号、令和7年度鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編成基準についてでございます。

こちらについては、公立義務教育諸学校の学級編成基準につきましては、法律に基づきまして、県の教育委員会が定めることとなっておりますので、令和7年度の基準を定めようとするものでございます。

議案第3号、第2期鳥取県教育委員会障がい者活躍推進計画の策定についてでございますが、これにつきましても法律に基づきまして、令和7年度以降の障がい者の活躍推進計画を作成しようとするものでございます。

議案第4号、鳥取県立高等学校学則及び鳥取県立高等学校通信教育規則改正につきましては、多様なニーズに対応した教育を行うために、鳥取県立高等学校の単位の認定について改正を行いたいと考えているものでございます。

議案第5号の鳥取県立特別支援学校学則の一部改正につきましても、同様の内容でお図りするものでございます。

議案第6号、令和8年度鳥取県立琴の浦高等学校入学者選抜方針につきましては、令和7年度に実施します令和8年度県立琴の浦高等特別支援学校への入学者に対する選抜の基本的方針について決定いただくのでございますし

議案第7号につきましては、県立特別支援学校の幼稚部・高等部・専攻科の入学者の募集にかかりまして、同様に募集案内及び選抜方針について決定いただくものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議案第1号】 公立学校教職員の懲戒処分について（非公開）

【議案第2号】 令和7年度鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編成基準について

○足羽教育長

では続きまして議案第2号の学級編成基準につきまして、説明をお願いします。

○長尾教育人材開発課長

議案第2号につきまして、よろしくお願いいたします。こちらにつきましては、来年度の鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校の学級編成基準について、別紙のとおり付議しますので、議決を求めます。

1頁でございます。そこに長々とした条文がございますが、簡単に申しあげますと、法律に基づき国が定める学級編成基準1学級の児童生徒数を標準といたしまして、都道府県教育委員会が学級編成基準を定めるというようになっています。具体的には3頁をご覧ください。ポイントは国のほうの小学校の35人学級が来年度完成いたします。それに伴いまして本県は既に年次進行で30人学級としてきておりますが、来年度は最終的に6学年が30人というところで、1年から6年までが全て30人学級になるというところが大きな変更点でございます。従いまして1頁に戻っていただきますと、学級編成基準としまして、小学校の単式学級、ここを従前は2行加えていましたが、1行で全て第1学年から第6学年が30人で完成するということでございます。なお、複式学級のうち第1学年の児童を含まない複式学級、これ飛び複式ではない学級につきましては15人になっております。加えまして特別支援学級は7人、その下段の中学校の単式学級が第1学年が33人、第2・第3学年が35人、そして特別支援学級が7人でございます。今申しあげたのはいずれも国の標準を下回っています。小学校の複式学級につきましては国が16人のところを15人、特別支援学級は小中ともに国の標準が8人のところを7人、中学校につきましては40人のところを33人、35人と国に比べまして少なくなっています。なお、欄外の※の二つ目でございますけれども、県立中学校におきましては、国はあくまで標

準40人でございますが、その学校の特殊性・必要性に鑑みまして鳥取県では1学級の生徒を10名程度というふうに大幅に減らしております。なお、この編成基準は県議会におきます当初予算の成立をもって効力を発します。また、2頁にありますとおり、別途学級編成の取扱要領を定めておりまして、市町村教育委員会に対して、その事務手続きを定めております。こちらにつきましては時点修正で、冒頭の令和6年度のところが令和7年度という修正のみでございます。以上ポイントのみ申しあげました。学級編成基準について議決を求めます。よろしくお願いいたします。

○足羽教育長

国の少人数学級の進行に伴って、県独自でさらに減じている状況がいよいよ来年度完成年度を迎えるということにおける編成基準の変更の議案でございます。ご質問ご意見がありますでしょうか。

○玉野委員

既に5年生で30人になっているクラスが6年生にそのまま上がって30人ということなので、子ども達に全然違和感がある話でもないでしょうし、クラスが増えるという話でもないと思いますので、これ自体は良いと思います。保護者目線から言いましても、よく参観日とかに様子を見に行きましたら、40人の時代はもっと多かったわけですけども、本当にぎゅーぎゅーの勉強をしていて、しかも今タブレットが机の上に必ず置かれている状態になっていますので、机の上も狭いし、周りもがちがちで、物をけっこうポロポロ落とすんですよね、子ども達はやっぱり。そういう状況を見ると、ゆとりを持てて良いなと思ってますし、参観日なんかに行きましても、保護者が入るスペースがないというような状況が、大分緩和されてると思うので、先生の授業の指導等々、色々な面でも良い面があるんだなと思っています。

○長尾教育人材開発課長

30人学級にすることによって、都市部、特に鳥取市ですとか米子市では、実際に学級数が増えますので実際教員数は増えております。

○足羽教育長

そのことが教員不足にも多少拍車をかけますが、現場からはなかなか良しとする声があるのですが、ある方が「成果が出んなあ」と来られまして。これがすぐ学力に繋がるとはまたちょっと違う目線なのかもしれませんが、先生方の指導や子ども達と向き合う時間の機会、これは確実に増えますので、非常に効果がある。ただそれが数字にはどこにも現れないので、ぜひ保護者目線で、隣のほうに伝えていただければと。

○玉野委員

ストレスチェックじゃないですけども、伸び伸びと授業ができるんだというものが数値になれば良いかもしれませんが。

○足羽教育長

国のほうでは中学校も、いよいよ令和8年度からという話も出ています。本県は国の今の40人を35人というよりも、既に33人、35人にしている。ここをどうしていくかはちょっと検討したいなと思いますが、先程課長が申しましたが、一部の学校に限られるので、多くは20人いるかないかという現状があるところは全く影響を受けない。米子・鳥取・中部の一部の大規模校だけが、35人になれば恩恵を受けるのですが。

ただ、中学生の活動が例えば36人を17人と18人に分ける、それで良いのだろうか。運動会をするにも競技をするにしても、その辺りを柔軟に対応できるような仕組みを構築する方がいいのかな、なんて思ったり、ちょっとここは、市町村教育委員会とも意見を交わしながらとなるかなと思っています。とりあえずスタートした小学校は、これで完成を迎えるということで、この編成基準に落とし込んでいますが、この点についてはまずよろしいでしょうか。はい、では異論はないようですので、第2号議案も承認ということで進めさせていただきます。

【第3号議案】 第2期鳥取県教育委員会障がい者活躍推進計画の策定について

○足羽教育長

では3号議案、障がい者活躍推進計画の策定について、説明いたします。

○林教育総務課長

教育総務課です。よろしくお願いします。第2期の鳥取県教育委員会障がい者活躍推進計画の策定について、議決を求めるものでございます。

1頁をお願いします。鳥取県教育委員会の障がい者活躍推進計画でございますけれども、こちらは障がい者雇用促進法に基づきまして、各任命権者が策定することになっているものを教育委員会として策定しているものでございまして、障がいのある職員が活躍できる職場づくりを推進していくための計画でございます。第1期の計画でございますが、これは令和2年4月から令和7年3月までの5カ年が終了するということでございまして、新たな第2期の計画をこの度作成しようとするものでございます。3番目のところにございます現在の課題でございますが、令和2年度以降、会計年度任用職員を雇用拡大するなどして、教育委員会としましては法定雇用率の達成をかりうじてやってきているところでございますけれども、また今後さらなる法定雇用率の引き上げが予定されておりまして、さらなる雇用拡大に努めなければならないという現状がございます。そういう現状を踏まえまして新たな計画目標を立てさせていただいています。

一つ目が採用に関する目標でございまして、まず障がい者雇用率につきましては、毎年6月1日には、法定雇用率の算定基準となっておりますので、毎年6月1日時点での法定雇用率の達成を目標としていきたいと考えております。

二つ目が定着に関する目標でございます。従来はこの表現は、不本意な離職者を極力生じさせないという書きぶりにしておりましたが、それを数値化しまして、百パーセント定着させますということで明確にしていきたいと考えております。

三つ目は満足度に関する目標でございまして、こちらは従来どおり不満足度の割合を10パーセント以下とするということを踏襲していきたいと思っております。

以下、取組内容でございますが、基本的には第1期の計画を踏襲しております。主な変更点のみ説明させていただきますと、1（2）最後四つ目の○のところでございます。県立学校等の業務支援員等を対象とした研修会の実施、支援に関するマニュアル等の作成により、支援員としての能力を育てる。この部分を追記させていただいています。障がい者に対しましては、障がい者2人につき1人の支援員を配置しまして、手厚い職場環境というのを実現するところでございますけれども、これはやはり支援員の質によりまして、障がい者の雇用というものが大きく変わってくるというところがございまして、支援員の研修というものをしっかりやっていこうということを考えておりますし、さらに、この支援員の質にばらつきが結構ございますので、できればそういったところのばらつきがないようにしていきたいということがございまして、マニュアルを整備し

ていきたいと考えているところでございます。

裏面でございます。3（5）のところに、その他の人事管理というのがございまして、1番上の○のところにございます2行目のところで、勤務に対するモチベーションの向上及び今後のキャリア経験に役立てるため、適正な人事評価を行う。この部分を追記させていただいています。こちらにつきましては現在も障がい者の方々は、基本的に一般の職員と同じ評価基準で評価をしております。ここを障がい者の方に特化したような評価等に改めようと考えておりまして、具体的には支援を受ける前はこれぐらい出来ます、支援を受けた後はこれぐらい出来るようになります、という二段階で障がい者の方を評価し、支援することによってどれだけ出来るか、どういう支援が必要なのか、そういったことも出来るだけ障がい者の方に寄添って判断していこうというふうに改めていこうと考えているところでございます。以上が主な変更点でございます。

先程申しあげましたけれども、来年度以降の法定雇用率の引き上げ等がございまして、雇用拡大をしていかないといけないという現状がございまして。前回の協議の時にも申しあげましたけれども、ワークセンター等を立ち上げまして、雇用拡大に来年度努めていこうと思っておりますので、この計画のほうを認めていただきまして、進めて参りたいと考えております。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○足羽教育長

今後の法定雇用率の引上げ等をにらみながらということで、より内容を充実させたいという工夫を凝らしていくという視点での推進活躍計画の策定でございます。ご質問ご意見等があればお願いします。

○佐伯委員

支援員の方というのは、同じ職場にいらっしゃる方を選定するんですか。

○林教育総務課長

そうではなくて、会計年度職員の中から新たに雇用するものです。

○佐伯委員

その支援のために。

○林教育総務課長

はい、特段、資格があるわけではありません。資格問わずに雇用させていただいていますので、特段の知識をお持ちでない方が支援員という名のもと雇用されていますので、やはり障がい者にこういう特性があるので、こういう内容を知らないといけませんよといった事を学んでいただかないと、なかなか一定レベルの支援はできない。そういう状況の方を雇用する。

○佐伯委員

一緒に働きながらということになるわけですか。同じ仕事をしながら。

○林教育総務課長

支援といいますか、基本的には見守るのが仕事でありまして、一緒に仕事はしない。あくまで仕事をするのは障がい者であって、それがうまくいくようにということで見守って、必要があれば助言したりするというものです。

○佐伯委員

その前に、うまく職場になじむためには、職場側の方との折衝みたいなのがきっとありますよね。そういうのも、もともとその職場のことをあまり知らない人でも、そういう情報の理解を深めるための懸け橋的なことができるということですかね。

○林教育総務課長

いきなり職場に来て、支援するにはそれなりのギャップがあろうかと思いますので、そこら辺の難しさはあろうかとは思いますが、一職員としてその辺は身に付けていただかないといけないということがあります。

○佐伯委員

雇用している側の職員たちの障がいに対する理解がないと駄目なので、そこに働いていらっしゃる、本当は正職員の方が業務の傍らの支援をされるのかなと感じていて、私の働いているところなんかはそうしておられて、正職員の方が理解をもって、一緒に仕事をもちろんしながら指導もされるんですけども。間に立ってやっていらっしゃるので、そのことだけに雇われる方っていうのは、なんの資格もなくて良いとおっしゃったけれど、結構人間力というものが必要でしょうね。

○林教育総務課長

そうですね。いろいろ支援の方にも程度があるようでして、すごい良い方がおられるところでは円滑に障がい者と職員の方もうまく繋がりができていますが、障がい者の思いを上手く組み取れなかったりしますと、障がい者とうまく繋がりにくいこともありますので、やはりマニュアルだとか研修だとかをしていって、なんとか一定の水準に引き上げていきたい。そこは1年目からは難しいところもありますので、1年、2年かけて仕事ができるようにしていきたいなあと。

○佐伯委員

それで2人に1人の支援員さんが雇用されるんですか。

○林教育総務課長

そうですね。

○足羽教育長

以前はその役を教頭が担ったり、あるいは高校では技能主事にお願いをしていましたが、業務が滞らないようにという形で支援員を2人に1人という手厚い、それから知的の障がいの方は危険を伴うので危険防止ということで、そういう方を配置をしています。今、委員がおっしゃったように、やっぱり学校の理解がないと、ただ作業をすればいいということではないので、やっぱりその学校の管理職や関係者と支援員が「この業務の意味は？」とか、「危険性は？」とか、よくそこをしっかりと繋いだ上で支援員さんが障がいのある方に指導をしていくという形は十分大事な事かなと思います。先程言いました人材面のマニュアルとか研修会、これは支援員向けではありますけれども、やっぱり配置する場所の理解をしっかりと含めた研修だったり、人材育成というふうにしなきゃいけないかなと思っております。

○松本委員

実態がよくわかっていなくて、私どものところも、もちろん配慮して受け入れているのだけれども、要は支援員さんが付けれないといけないということは、障がいの程度も重い方を採用して、絶対的に支援する方が必要だからこういう制度になっているという解釈で良いんですか。それとも鳥取県の特別じゃないかもしれないけれども、実態を見て必要性を感じてそういうふうにされているという理解で良いでしょうか。

○林教育総務課長

重いということではちょっと理解が違っているのかなと。重い方は福祉作業所とか、もっと賃金の低いところで、本当に預かってもらうとかのイメージの方がおられます。一般就労、民間企業に勤められるような一歩手前のような方々が、学校現場のワークセンターに来られます。そういう方でもいろんな特性がありまして、放っておいても自分で出来る方もいらっしゃるのですが、やはり、どうしても人間関係とかで、「この人とは馬が合わない」とかいう障がい特性によって、いろいろな方がおられるので、1人で仕事をさせるのが難しいというケースの方々がかなりありました。そういった場合には、2人に1人といいながら、実はこちらの人だけ見なければいけないという場合があったりするので、1人のために支援員を付けるかわりに、2人に1人の支援員としているようなことです。それを今まで職員がしていたので、それだと本当に業務が滞るということがある中で、障がい者雇用促進法で学校現場への障がい者配置が求められている中で、折り合いをつけるためには、合理的配慮が必要ということで、一定程度職員からは切り離して、障がい者雇用環境を整備しないといけないというのが今の現状です。

○松本委員

必要だからということでされているんですね。

○林次長

正職員の中でも当然身体障がいとか、それぞれである程度支援の要る職員も雇用しています。ただそれだけでは当然法定雇用率が満たないわけです。障がいがあっても働けるという人は、どんどん一般就労していていますので、そうすると以前では就労が少なかった知的障がいや、重度の精神障がいの方はどうしても波があるので一般就労はなかなかしにくい。今鳥取県で実際会計年度で雇用しているのは、知的障がいや精神障がい、一般就労だとなかなか難しいという方々にも雇用の場を提供しているというのが現状で、その部分についてはどうしても、課長が申したように特性等がありますので、支援員という形を置いている。正職員が全く手を引いているわけではなくて、日々正職員が手をかけると、なかなか業務ができないので、そこはきっちり障がい者の方が安全に働けるように、その方に支援員を付けている。

○佐伯委員

そこで支援員は見ているだけなんですか？

○林次長

実際は、見ているだけというより、実質は一緒に。

○林教育総務課長

見ただけだと手持無沙汰ですから、一緒にやるということもありますけれども。

○林次長

一緒にやるのも支援の一つで、支援員のやり方を見てそれを模倣することで作業を覚えるということにもなる。一緒に作業することが目的ではない。

○佐伯委員

私の気持ち的には、関係性ができていかないと、支援者の方と障がいのある方との信頼関係というのがあって、困ったことが相談できるとか、支援者のいうことを素直に聞こうかなという気持ちになるためには、やっぱり関係性ができてないと駄目なので、「あなたは働く人、私は見ている人」では絶対駄目だなと思ったので。

○林次長

たぶんそこは理屈上の整理であって、実際現場はそういうふうじゃなくて、実際一緒にやって見せてということもあって、そこは福祉作業所の支援員と利用者と同じ関係になる。その程度の問題であって、作業所でもあくまで支援員は支援員であるのですけども、当然一緒にやっていますが、一緒にやるのが支援員の業務ではない。逆に利用者の能力を上げることが目的で、そこが障がい者雇用の支援員の立場です。

○足羽教育長

貴重な視点だと思います。チームとして業務を完遂させていくもので、支援員を含めた障がいのある方との業務をお願いするというような仕組みとなるようなということを研修会でも、重点をおいてしっかり伝えていくようにしましょう。その他よろしいでしょうか。では、提案のとおりこの推進計画も議決とさせていただきますと思います。

【議案第 6 号】 令和 8 年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針について

○足羽教育長

高等学校課の都合で、先に議案第 6 号をお願いします。

○小谷特別支援教育課長

議案第 6 号、令和 8 年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針について議決をお願いします。

1 頁に詳細を載せておりますが、琴の浦高等特別支援学校は生産流通科とサービスビジネス科の二つの職業学科を設置している、つまり一般就労を目指す高等部オンリーの特別支援学校として、平成 25 年に開校しました。琴の浦高等特別支援学校については、定員を 40 名として設けて、一般入学者選抜を実施しております。2 番目のところに求める生徒像を記載しておりますが、

- (1) 社会生活に必要な力を進んで身に付けようとする生徒
- (2) 就労による社会的自立をめざす生徒
- (3) 仲間とともに切磋琢磨しながら学ぼうとする生徒

そういった生徒を求める生徒像を目指しています。

3 番目、出願資格につきましては、知的障がいの程度が、学校教育法施行令第 22 条の 3 の知的障害者の項に規定する障害の程度に該当する者のうち鳥取県内に居住している者というふうになっております。中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は卒業見込みの者等が出願資格となっております。

4 番目に、入学者選抜として、一般入学選抜を記載しております。出願期間は、令和 7 年 1 月 5 日（水）から同月 7 日（金）まで。実施期日は、令和 7 年 1 月 2 日（火）及び同月 3 日（水）。ただし、面接は、同月 3 日（水）とする。なお、検査当日、インフルエンザ感染等やむを得ない理由で欠席した場合は、追検査を令和 7 年 1 月 9 日（火）に実施する、としております。検査につきましては、基礎的な学力を把握するための学力検査、適性検査、作文、個人面接の 4 つです。

変更点は日程のみで、合格発表は、令和 7 年 1 月 18 日（木）。定員に達しないときは再募集を実施する。再募集出願期間は、令和 8 年 1 月 8 日（木）及び同月 9 日（金）。再募集試験実施期日は、令和 8 年 1 月 16 日（金）。再募集合格発表は、令和 8 年 1 月 22 日（木）。

なお、5 番の配慮事項につきましては、令和 7 年度入学者に向けて、追記しました。来年度につきましても同様の配慮事項を明記します。

○足羽教育長

琴の浦入学者選抜実施要領の変更点は、日程だけです。これも早めに発出するという事です。

○林次長

はい。前月やったように、日程を早めに周知するという事で、今回次の議案 7 号とあわせて議決をお願いします。日程的なもので、琴の浦の試験が終わって、結果によって合格不合格の者が、次の特別支援学校の高等部が受験できる日程ということで、ここだけが他の日程より少し早いわけです。

○足羽教育長

なにかご質問ご意見ありますでしょうか。

○佐伯委員

今回も不合格になった人がいたということで、進路指導するときの特別支援学級なんかの担任の先生が、諸検査や面接の内容について具体的に把握していれば、「ちょっとこれは保護者さんや本人が希望したけど難しいかもしれないなあ」とか、「いやいや十分これで受験できるからね」とか勧められると思うので、これ読んだときに、さっと内容が入ってくるという質問なのだと理解できるんですけども。じゃあ具体的に社会生活や職業生活に必要な力って、具体的にはどんな事かなということに対しては、またもし問い合わせ等があればお答えすることになるのですかね。

○小谷特別支援教育課長

入試に当たっては、体験入学・説明会等もありますので、そこで説明されていますし、過去問として学力検査はホームページでアップしたいと思っています。

○佐伯委員

そこにいく前に、向かおうかと思うときに、体験入学とかしてないときでも、やっぱり例えば中一に入ってきたときから段階的に教えていきたいと思うときには、中学校の中のコーディネーターには具体的な情報とか、それは本当はそこにいらっしゃる方がそういうことを考えながら、そちらの家族に連絡を取られるぐらい熱心だといえるのだけれども、でもこれを早く発出するんでしたら、「これぐらいの力が望ましい」とかぐらいがわかっていたら、進めやすいのかなと、個人的には思うんですけども、どうなんですか。

○足羽教育長

去年の反省にも出ましたが、琴の浦が開校10年経過したのだけれど、調べてないということはないのですが、琴の浦高等特別支援学校というのはどんな生徒がなにを学びにいて社会性を身に付けていくのかが、薄らいではないかということで、去年再度の発信に努めたのですね。いま佐伯委員からあった中学校段階での指導が、そこにきちんと繋がってるのかどうかということ、体験入学をしますではなくて、中学段階、あるいは特別支援学級でのこの琴の浦を目指すという生徒に向けた指導の在り方が、十分落とし込めているんだろうかということ、まずそこだろうなと思う。

○小谷特別支援教育課長

中学校の校長先生も、そこは「どういう力を付けたら、合格するんだろうか」と、すごい気にされているという声は上がっています。琴の浦ではどういうことを学んでいるんだろうかとか、体験入学ではそこは一番しっかりと伝える場かなというふうに思っていますし、それを中学3年になってからではなくても、小学校の段階からでも、そういうオープンキャンパスに来てもらうことはできますし、そういったことをお知らせして、知ってもらうことが、進路に繋がると思いますし、それは本人や保護者に共有できますので、そこで感じてもらったらいかなと思います。そこもPRをしていけたらと思います。

○佐伯委員

そうかそうか、13歳じゃなくても体験入学に参加できるということですね。それは周知してあるのね。

○小谷特別支援教育課長

校長会にもお知らせしています。

○足羽教育長

実際に来たりする生徒はありますか。

○小谷特別支援教育課長

小学校から来ている生徒もいます。

○松本委員

学校側とかこちら側はいろんなことを考えて発信をしているし、もう知ってもらっていると感覚的にそう思ってしまうんですけども、実はなかなか行き届いていないということは痛いほど経験していて、やっぱり直接子どもさんに接する若い先生とか、担任の先生だとかそういう方に理解してもらわないと届かないんだなあと思うのですよね。だから、校長先生や幹部の先生方はある程度わかっておられても、最初に「こうしてみない？」と子どもたちに声をかけてくださる、先生がわかってくださってないと伝わらない。そういう先生方が現場を見られるとか、そういう場が充実していればいいんですけど。

○足羽教育長

教員向けの説明会はしたことはないか。

特別にじゃなくてもいいのだろうけど、特別支援教育研修会をやる中で、琴の浦という学校の特徴なりを理

解してもらうような仕掛けをしてみるとか、あるいは独自に講習をしてもいいのかもしれない、先生方向けの。

○小谷特別支援教育課長

琴の浦にもセンター的機能がありますから、学校に行かせてもらうことがあります。機会を捉えて。

○佐伯委員

今度、東・中・西に一人ずつ配置する支援学級の担任を支援する方、ああいう方が支援学級を回ってくださるのだったら、琴の浦のことも伝えてほしいなど。

○足羽教育長

松本委員さんから出た意見は高校も全く一緒に、毎年中学校に出向いてそれぞれするのですが、特に専門高校についての理解が全然先生方のほうに十分ではなくて、進路指導に生かされていないという残念な具合で、中学校の先生のほとんどは普通科出身ですから、鳥取工業高校がどんな学校で、どんな学びをしてなんてことは毎年説明会をやっても、なかなか伝わりきれない。その辺は先生向けの進路指導用研修みたいなのが大事なのかなという反省はありますので。では、そういう工夫を重ねてお願いします。議案第6号についても原案どおりでよろしいでしょうか。(同意の声。)

【議案第7号】 琴の浦高等特別支援学校以外の特別支援学校の入学者募集について

○足羽教育長

では続いて議案7号をお願いします。

○小谷特別支援教育課長

琴の浦高等特別支援学校以外の特別支援学校の入学者募集についてでございます。

特別支援学校幼稚部及び高等部については、出願資格を有する全員の入学を許可する。それから盲学校の高等部保健医療科と専攻科医療科については、定員を設けており、一般入学者選抜を実施します。こちらも日程の変更です。検査につきましても、高校の一般入学者選抜の初日に合わせて、3月5日(木曜日)に実施します。少し違うのは、インフルエンザの感染症でやむを得ない場合、罹患者については該当の特別支援学校の校長と相談した上で日程を決めるということになっています。

盲学校の高等部保健医療科と専攻科医療科、こちらも同じです。3月5日が実施日で、こちらもインフルエンザの感染者が出た場合は盲学校長と別日を定めて実施します。あと、盲学校については再募集試験が決まっております、3月25日に実施、発表が3月29日となっています。

昨年度との変更点としましては、琴の浦のほうの選抜方針のほうに配慮事項を昨年度追記したんですが盲学校の部分にはこの記載がなかったんで、こちらのほうの選抜方針にも5番に配慮事項として、(1)(2)の配慮事項を追記したというところが変更点です。以上です。

○足羽教育長

こちらも日程を中心とした変更です。こちらは入学者募集や、選抜に大きな問題はないと思っていますが、全体の入学者が減っている状況についてはどうですか。今後の特別支援学校の在り方をいずれ検討していく必要性は出てくるのは、やっぱりインクルーシブ的教育が進む中で、以前なら特別支援学校に向かった子ども

さんが、どんどんいま通常学校、小学校、中学校、また高校へという流れがあつて、それは逆に増えている知的だとか、発達障がい系の学校もあるのだけれど、盲学校や聾学校は非常に少なくなっている。医学の進歩もあるのでね。

○小谷特別支援教育課長

盲学校については非常に少なく、保健医療科は一人で、専攻科医療科も1人です。関係ないですけど、知的の小学部が増えています。また、中学校にいる子が高等部に上がるときに高等部にいかずに、高校入試に向かうという生徒が何人かいます。行ける子は望む学校にいきます。

○足羽教育長

ただ行ける学校で環境がある程度保障されないという条件なのですが、そこがなかなか今度は高校には専門家もない、支援員もないということが課題になる。インクルーシブ教育を推進する上では、政策的にどの学校でも自分が選べて、でも選んだところでその生徒に望ましい学びが提供できる環境がどこまで準備ができるのか、こればかりは単に合理的配慮だけではすまない部分があつて、専門性の広がりというようなこともやっぱり必要なのかなというのを、これは今全国で課題です。全国の教育長会議でも、このことが議題になるんですが、解決策が示されないという状況です。

○佐伯委員

高等学校では生徒の減少で、空いている教室ができてきて、そこに増加している特別支援学校の知的障がいの生徒がきて、そこで学んで、部活も一部の教科も一緒にしていて、そういうところでの理解は深まったという報告も幾つかの県からは出ています。

○小谷特別支援教育課長

鳥取県も模索しながら検討していけたらなと思っていますし、来年度は高校と特別支援学校の高等部とが少し教育課程をすり合わせた形で、単に1、2回の交流ではなくて、定期的に高校のほうにいった同じような交流学习を一緒に同じ場で、交流しながらやるということを、来年度取り入れようとしていまして、そこで少し交流が深まっていくようにしたいなと。

○佐伯委員

今聞いた事業を期待しているところがあつて、そういう中で支援学校の生徒だけでなく、受け入れる高等学校の生徒にとってもすごく意味のあることで、そこでの学びと成長みたいなのが出てくるといいなと思います。

○小谷特別支援教育課長

生徒同士も、先生方同士も理解が深まるといいと思っています。

○玉野委員

大きな方向性としては、先程から話が出ていますように、各学校がいろいろな方が間違いなくいろんな学べる環境が整っていくとすれば、こういう特別支援学校というのはいつまで存続するものなののでしょうか。そういった議論であるのでしょうか。

○小谷特別支援教育課長

それは究極のインクルーシブですが、やはり拠点がないと、難しい部分もあるのではないのでしょうか。

○玉野委員

専門性といいましても、そういった知識を持った人がいる、いないという意味では、知識がないと学べないのですが、目の見えない人を指導する学校がなくなったとしても、そこにいる先生がいなくなるわけではないので、そういった人が逆に交互に入ってきて、指導できるでしょうが、その向かう先はどこに向かうだろうかと。

○小谷特別支援教育課長

どこの県もなくなっているところはなく、それはやっぱり専門性の維持みたいなことがあるのかなと思います。それに盲学校は拠点になっていますので、生まれてからすぐの子も見ますし、広い視野で県全体を支援しているという位置付けがあります。

○玉野委員

たまたまですけど、うちの学校にも保護者さんが目の見えない方がおられて、保護者としてもその目の見えない方の指導によって、目の見えないとはどういう状況なのか、どういった形で生活できるのかというのを、体験させてもらう機会があって、それは本当に勉強になったというか、これだけ不安な中で生活しているというのがよくわかったので、とても良かったんですけど、そういう接する機会があってという意味で。先程の障がい者の雇用の話にも戻るのですが、一瞬一瞬だけ関わるんだったら、そのときだけで済むのですが、支援員がずっと四六時中という話になってくると、今度は支援員に対する支援みたいなものも当然必要になるというか、盲学校というところは専門性もあるし、障がい者の拠点になるという問題だからいいんですが、各学校が障がいのある人を受け入れてとなると、今度はそこに対するサポート体制というのも当然重要になるなと。話がいろいろな方向に進んでしまっていて、考えばかりが膨んでしまうんですけど、とりあえずさっきの話と絡めて思いつきばかりなことを言うのですが、支援をしてくださる方が相談できる窓口ということはしっかりつくるべきだと思いますし、障がいのある人に対する支援を手厚くすると同時に、支援員に対する支援というものもある程度手厚いものであるべきかなと思ったりします。当然こういうことは民間ができることではないので、税金いただいている県レベルでしっかりやらなければならないことだと思います。考えがまとまっているわけではないんですけど、今のようなことは意見として。

○足羽教育長

目指すべきは障がいのある方もない方もともに同じ場所で学びをしていける環境、これがヨーロッパの今回のフィンランドやイギリスの視察事例が全国でも紹介をされたのですが、その長い歴史の中でそういう環境で、じゃあ子ども達は実際どう学んでいるかという、障がいの状況に応じて人がその学校に付いているわけです。また別にして授業を受けているというような教育システムが構築されているので、一緒の環境でいうことが出来ている。ところが日本ではそうではない。これが分離型だと批判的にいわれるのですが、ただそれぞれをそうやって比べていくと、日本の特別支援教育は全然劣ってないというのが視察報告でも今回あったところなのです。ただ見た目が分離だというのが批判を国連からも指摘されている。だからそのこと自体が悪い訳じゃなく、いかにその子にとって必要な指導や支援がきちんと行き届くという環境をどうつく

っていくのか。だから教員の定数的な部分を含めたりしながら、じわりじわりと、これがそのための分教室の話が交流のより進化なんていうところをやっていくことが、一つの大きな意味があるという今の流れであり、今後の方向性という玉野委員さんから最初ご指摘のあった点については、そんな方向性にはあるのだけれど今すぐにというわけにはならないというそんな部分が一つ継続課題かなというふうに思っています。ではよろしいでしょうか。（同意の声。）では議案第7号も議決とさせていただきます。

【議案第4号】 鳥取県立高等学校学則及び鳥取県立高等学校通信教育規則の一部改正について

○足羽教育長

では、議案の4号、5号をいきたいと思いますので。議案が多いので簡潔に変更点を中心をお願いします。

○井上参事監兼高等学校課長

議案第4号、教育委員会規則を二つ改正をお願いしたく提案をいたします。頁をめくっていただきまして、まず鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則でございます。いわゆる多様な学習ニーズの対応としまして、高等学校において単位認定を可能とする概念が少しずつ拡大をしております。その中でこの度、学校教育法施行規則の改正及び高等学校通信教育規定、国の規則・規定の改正に伴いまして、二つの概念の拡大をお願いしたいという趣旨でございます。

一つ目が2番の規則の概要のところの（1）です。学校間連携及び定通併修の対象を拡大し、簡単に申しあげますと、総合的な探究の時間につきましても、単位認定という概念が追加されましたので、学校間連携において単位認定を可能とするように高等学校学則を改正するというのが一つ目でございます。もう一つ（2）でございますが、少年院法の規定による少年院における矯制教育の中に、高等学校学習指導要領に基づいて行う教科指導がございます。これにつきましても学習指導要領に基づいて行う教科指導がございます。これにつきましても学習指導要領に基づいて行われる教育である以上、高等学校における科目の履修として学校長が認めることを可能とする規則の追加でございます。これは学則のほうでございますが、先程の学校間連携及び定通併修の対象の拡大、この中に総合的な探究の時間の単位と別の学校で行った総合的な探究の時間を在籍する高等学校の校長が単位として認定する概念でございますが、これは通信制においても同様のことが生じますので、通信教育規則の一部を改正する規則というのを提案させていただいています。こちらにつきましても定通併修の対象を拡大し、総合的な探究の時間を単位に加えることが可能となったということに伴いまして、総合的な探究の時間の単位を履修しようとするとき、あるいは総合的な探究の時間を履修することができるというように、総合的な探究の時間につきましても学校間連携で定通併修が可能となるように、規則を改正する、様式を改正するというのが一つの流れでございます。趣旨としては以上でございます。よろしくご検討をお願いします。

○足羽教育長

これも詳細についてはこれまで説明をさせていただいてきましたが、学校教育法施行規則等の改正に伴って、整理をきちんとしていこうとするもので、生徒にとってはそういう条件が揃ったときには、単位修得・単位認定ということが拡大するという改正でございます。なにかご質問ご意見がございましたら。

○佐伯委員

実際通ってない高等学校の探究の学習に参加して単位を取ることはこれまであったのですか。

○井上参事監兼高等学校課長

定時制の学校におきまして、通信制を併修するということを既にやっております。定時制の学校に行きまして、通信制の科目を併修し、通信制の学校から単位認定をしてもらうということは既にやっております。その中に、総合的な探究の時間も含めるというのが今回の趣旨でございます。ただ、総合的な探究の時間は、やはり探究的な学びをポイントに進めていくという概念から、実際に他の学校でやるというのは非常に難しいと思います。また、今回の改正でございますけれども、本来であれば令和3年4月から学校教育法施行規則が既に改正されていますので、本来その時点で改正しなければならなかったものですが、当時コロナ禍でありまして、他の学校に出ていくことが非常に考えづらい中で、現実問題として出来なかったというのが実態でございます。改正をしなかったために不利益を被ったとか、残念な思いをしたとかいう生徒は現実に存在していません。またこれから先、現実にこの改正に伴って良い影響を受ける生徒も非常に考えづらい。それぞれの学校の中で対応していくということが主な流れになっていきます。ただ様々な状況、例えばいじめであるとか、様々な状況の中で、他の学校に応援いただくことができる制度がある以上、この制度を明確化しておくことが一番の趣旨でございます。

○足羽教育長

継続的な指導が必要なので、現実的にはなかなか難しい面があろうけれど、規則上は出来るというところに、総合的な学習の時間を加えておくという形です。

○佐伯委員

大学の夏休みの集中講義みたいなそんな感覚で、青谷高校がやっているみたいなどこかの地域に密着した探究やっておられて、よく報道されたりするので、「自分も関心があって学んでみたい」というようなことを申し出てきたときに、そんなふうにできたらまた魅力的だなと思ったりしたのですけども。

○井上参事監兼高等学校課長

受け入れ側は困るので、学校長は慎重に判断しなければならないでしょう。

○足羽教育長

じゃあよろしいでしょうか。（同意の声。）では議案4号も議決とさせていただきます。

【議案第5号】 鳥取県立特別支援学校学則の一部改正について

○足羽教育長

では議案の最後、第5号をお願いします。

○小谷特別支援教育課長

特別支援教育課の小谷です。議案第5号につきましては、鳥取県立特別支援学校学則の一部改正についてです。高等学校学則と同様、特別支援学校学則がございまして、先程話がありましたように、(2)の少年院における矯制教育の中身に含まれる改正と同様の変更でございます。

○足羽教育長

先程の方向性と一緒ということですね。特別支援学校の学則を高等学校の学則の変更と同様に追記をするということです。よろしいでしょうか。（同意の声。）では第5号も議決とさせていただきます。

以上で議案については終了させていただきます。ありがとうございました。

5 報告事項

○足羽教育長

続いて報告事項に移りたいと思います。

【報告事項ア】 令和6年度鳥取県教育研究大会（鳥取県探究成果等発表会・ふるさとキャリア教育フェスティバル）の開催報告について

○井上参事監兼高等学校課長

報告事項アでございます。鳥取県教育研究大会、ふるさとキャリア教育の推進の一貫としまして、これまで高等学校課主催で、鳥取県探究課題研究発表会、それから小中学校課主催で、ふるさとキャリア教育フェスティバルを2月の似たような時期で実施しておりました。いずれも課題研究発表会は生徒が行った課題研究の成果を発表し競い合う大会、それから、ふるさとキャリア教育フェスティバルというのは、例えば児童生徒がつくったふるさとを紹介するCMを発表し、ふるさとキャリア教育の取組を県民の皆様に披露する会でございます。これを両方合わせて鳥取県教育研究大会と位置付けて、本年度2月1日に、1日かけて実施をさせていただきましたので、報告をさせていただくものでございます。

まず、探究成果等発表会です。これまで理数課題研究発表会としていたものを、今年度は地域課題探究を加えて、地域課題探究のポスター発表、それから、理数課題研究のライブ発表という二つを平行して行うかたちで実施をいたしました。会場は県立美術館を開館前で使わせていただきまして、そこに外部の方もお越しいただきながら、生徒たちの活動の状況を発表させていただいたものでございます。

地域課題部門のポスター発表につきましては、県内中学校（鳥取市立青谷中学校・鳥取市立千代南中学校・米子市立東山中学校）、特別支援学校（鳥取聾学校）、高等学校から25チーム87名が参加し、非常に盛大な会になったと思っています。それぞれ生徒たちが時間を分けしながら、順番に発表を行い、お互いが聞き合いながら質問をしたり、より深めていったりしながら非常に成果があった大会となりました。

また、理数課題の部門は、県内高等学校から11チーム30名が参加しまして、最優秀賞が、「キチンナノファイバーの菌類・細菌類との戦いの記録～実用化を目指して～」【化学分野】鳥取東高等学校第2学年生徒5名でした。

また、優秀賞が、「気柱共鳴の開口補正の範囲」【物理分野】で、鳥取西高等学校第2学年生徒5名と、「鳥取県千代川水系におけるテナガエビの調査報告」【生物分野】で、鳥取東高等学校第1学年生徒1名が、それぞれ受賞しました。

最優秀となりました学校については、代表2名の生徒を来年度国内の研究大会に派遣します。

地域課題部門のほうは、今始めてみたところで、優秀・最優秀というような評価までは行っておりません。講師の方にお越しいただきまして講評をしていただきました。また、成果・課題等を含めながら、より良い形になるようにしていきたいと思います。

ふるさとキャリア教育フェスティバルにつきましては、小中学校課から報告をさせていただきます。

○下田参事監兼小中学校課長兼学びの改革推進室長

それでは小中学校課でございます。よろしくお願いいたします。次の頁をお開きください。同じ日の午後からですが、小中学校課のほう为主催ということで、エスパック未来中心のほうで、ふるさとキャリア教育フェスティバルを行いました。参加者につきましては230名ということで、昨年度を大幅に上回る人で盛況な会となりました。内訳については書いてあるとおりですが、冒頭の足羽教育長のほうからもありましたように、県庁等教育行政関係者の方々もたくさんお聞きいただいた会となりました。内容としましては、セミナールーム3のほうで、まず冒頭で足羽教育長からの挨拶、そして、行政の取組紹介が終わったあとに、大きく3つのことを行いました。まずは、夏に行いました親子でお仕事体験ツアー、小学生の参加者による学びの成果発表会ということで、東部・中部・西部から成果物を出していただいた中で、こちらのほうで選ばせていただきまして、ここに書いてある発表者が発表を行いました。次のパネルディスカッションでは、テーマとして、「ふるさと鳥取の魅力とこれから」ということで県内企業、6つの企業にお世話になったんですが、その中から4つの企業、そして高校生4名の8名のパネリストから、そこに書いてあるような内容のことについて、ディスカッションをしました。今年は高校生を加えて行ったということで、若者目線で、鳥取をこれからどうしていきたいということで、本当に観客の方も場がとても和やかな雰囲気の中で会が進行されました。

また、次のふるさとキャリア教育CMコンテストということで、これは各学校から、総合的な学習の時間等で30秒のCMにそれぞれの地域の魅力を埋め込んで、応募してきた作品の中から優秀作品を選びまして、そこにある18作品について大賞とCM賞と奨励賞に選出されたチームの表彰を行いました。昨年度初めて行ったコンテストで2年目になるのですが、昨年度は120点だったものが、今年は148点ということで、たくさんの応募がありまして、今年から特別支援学校も参加していただいて、特別支援学校の作品も高校生の部の中で、奨励賞に選ばれたということになりました。このCMコンテストの作品につきましては昼休憩にまた流させていただきますと思いますので、ぜひご覧ください。

次のページに当日の様子を写真と文章で載せております。アトリウムのほうでは、展示体験コーナーもあったのですが、次の参加者の感想の中で、このフェスティバルは大変良い取組だということ、特に書いてありますように、「ふるさとについて調べ、行動し、チャレンジして表彰される、そういった積み重ねで当たり前に故郷を愛するようになるのだと感じた。大人が手本になって、ふるさとを愛し楽しむ姿を見ることも大切だということを感じた。」ということ、それから「多くの県民の皆様にごふるさとキャリア教育を知っていただく良い機会になった」ということ、ただ、もう少し参加者が増えれば良いなというようなご意見もありました。本当に今年は保護者の方だけではなく、たくさんの県民の方々に見ていただけたと思っております。ただ、この取組で終わらず、このイベントに参加できなかった方にも、この様子を共有したり、今後子ども達のこうしたふるさとキャリア教育による地域を愛し、支えて未来をつくっていく、そんな気持ちを育てていくような取組を続けていきたいと思っております。以上です。

○足羽教育長

それぞれ私の報告の内容を丁寧に説明していただきました。何かご質問等があればお願いします。

○玉野委員

パネルディスカッションの中で、例えば、「ふるさと鳥取の魅力とこれから」ということで、どんなテーマがここでは出たのか、ちょっと教えてください。

○下田参事監兼小中学校課長兼学びの改革推進室長

このテーマにつきましては、まず「鳥取の魅力とは」ということをそれぞれパネルに書いていただいて提示しながら話していただきました。そのあと「では鳥取の課題と、その課題解決のために、できることはないか」ということ、そして三つ目に「自分自身の夢とふるさと鳥取の未来」ということで、この大きく3点のテーマで、進めました。

○玉野委員

ここが魅力だねというところとか、課題解決だったらこうしたらいいとかいったような話は。

○下田参事監兼小中学校課長兼学びの改革推進室長

今回米子南高校の生徒4名が、高校生代表で出ていただいたんですが、その生徒達はここにいますCMコンテストの表彰者の高校の部で大賞、それからCM賞を初年度に受賞した4名の方に来ていただき、「CMをつくりながら、鳥取の魅力というのは本当にあるんだなあということを感じた」ということをまず話しました。全部自分たちでやったのですけれど、鳥取砂丘に行ったり、中部に行ったり、大山に行ったりして、魅力はたくさんあるんじゃないかということに気づいて、良いところが多いのに、なんで知名度が低いのかなあということが課題として捉えられたときに、じゃあ自分たちで県外の人に魅力を発信できたらということを考えて発表してくれました。調理コースの生徒で、皆生の旅館に就職するという生徒が、自分は食文化を通じて鳥取の魅力を伝えていきたいんだというような、本当に未来の鳥取をつくっていく、わくわくするような意見を持って発表してくれました。

それから4つの企業の中で、若手の方に出ていただいたこともあって、鳥取出身の若手の方に出ていただいたのですが、自分が一度県外に出て、でもやっぱり鳥取に戻って働く中で、鳥取の魅力をもっともっと発信したいという思いであるとか、自分自身がロールモデルとなって挑戦したり、もっともっと地域と企業と学校が一緒になって、子ども達を育てていきたいという思いであるとか、憧れを抱いてもらえるように取組んでいきたいんだというような前向きな言葉がありまして、保護者の方や中学生・高校生・小学生なんかも熱心に聞いていました。

○玉野委員

私は生まれが鳥取ではなくて県外からやって来ていますので、度々言うのですが、鳥取は人が育つにはいい環境だという話を度々するのですが、鳥取の人はあまりそういうことは言わないなと思っておりまして、大人がある程度勇気を持って、そういった発言をするというのもすごい大事なことだなというふうに思います。子育てしながら「鳥取なにもないで」みたいなことを子どもに言ってしまうと、段々に子どもが鳥取に興味がなくなって県外・海外みたいな、それが悪い話ではないのですが、最終的に戻ってきてくれればいいのですが、でも愛情を持つ大事な段階で、親の考えを入れるということも大事なことで、なんとか年に1回ぐらいは、そういうことを大人の人に言ってもらいたいなと、子どもに言わせるのでなくて。若手なんかも県外から戻ってきて「良いところだなあ」と気づくのは当然良いですし、鳥取に住み続けている人たちも、鳥取は良いところだと言ってほしいなと思います。

○足羽教育長

P T Aの研修会だったりとか、県Pとか高Pの会があるときに、このCMコンテストを30秒単位で短く見

られるのでポンポンポンといくつか、全部じゃなくて良いから例えばCM賞ぐらいまでのCMをそこで見てもらうような。子ども達がこんな目線で、ふるさとを捉えて30秒に凝縮している、それを大人にも伝えて見てもらって、そういう発信を。やっぱり大人の関わりが子どもたちに影響しますよということ、そんな工夫がお金もかけずに簡単にできる。

○玉野委員

このCM大賞どこで見れるんですか。

○下田参事監兼小中学校課長兼学びの改革推進室長

このあとホームページに上げます。

○玉野委員

企業の方も立派な企業ばかりが出ておられるのですが、あえて知名度を高めておられないのかもしれませんが、その企業の方の話が聞けたということは、子どもにとっては大きいかなと。というのは、自分が大人になっていく過程で、どこをゴールとしてどういう教育を受けて、この学校にいて、最終的にどこで働いて、ここで住みたいかなことが見えるようになるというのは、人生設計で大事なことだというふうに思っています。特に進学校が鳥取西高、鳥取東高、他のところもちろんそうなのですが、そういった人達が学びを深めて大学へ行って、県外に就職してまた帰ってくるというのももちろんそうですし、先程工業高校ってどんな高校なのか先生にも伝わっていないみたいなのが、工業高校を受けた先にどういったところに就職していついるのだろうかというところまで、あまり伝わっていないのかなあという気がしたりしています。中学校の先生が自分の教えた子どもが、どこの高校に入ってどこに就職しているのだろうかというところまで見えてくると説明がしやすいとか。特にIT関係で最先端のところなんか、自分の子ども達が向かっている話が目に見えてわかれば、人生設計こういうふうになっているんだよということを指導しやすいのかなと思うので、ここに出でいただいている人達の話というのは、本当に参考になるんじゃないかなと思うので。先ほど尋ねたのはそういうことなのですが、ふるさとキャリア教育という言葉だけでなく、実際にこういったルートを歩んでいる人達がいるということが見えやすいというのも大切なことかなと思います。

○松本委員

高校の探究学習とか、地域の課題研究とか、年々充実してどの学校でも取組が盛んに行われてて良いことだなと思っているんですが、こうやって中学校でも行われて、この先って、中学生と高校生が一緒にやるというような可能性ってあるのでしょうか。まあ一貫校だったりするとやりやすいのかもしれませんがけれども。それぞれが一生懸命深めていくということは、もちろん良いことですが、地域研究・地域課題ということからすると、その地域の中学生とか高校生が同じ課題に向かっていくというようなことは実際やっておられるのですか。

○井上参事監兼高等学校課長

そこまでの取組にはなっていないと思います。と言いますのは、義務教育段階の地域は校区が中心ですし、高校段階での地域は全県的になりますので。

○下田参事監兼小中学校課長兼学びの改革推進室長

一昨年まで、3年間ふるさとキャリア教育のモデル事業というのを東・中・西部でしておりまして、それは

小中高で連携してました。東部だったら八頭町、中部だったら北栄町、そして西部は日野町ということで、それぞれ八頭高校と中央育英高校、それから日野高校と地元の小中学校が一緒になって取組をして、モデル事業が終わった後も続いています。

○足羽教育長

ベースがあるので、さらに今回、地域課題でポスター発表してくれた米子市立東山中学校などは市長肝いりみたいなので、そこに米子西高なんかは非常に似通った地域課題の探究をやっている。こんなところはモデル地区ではないけれど、非常に整合性は高いかなというので、可能性はあろうかなと思います。もちろん時間帯だとか内容をしっかり擦り合わせしなければ、ただただ一緒にやろうよじゃいけないけれど、非常に意味のある中学生から高校生への連携とバトン渡しみたいな意味のある活動なので、またちょっと研究してみましようか。

○松本委員

大学も関わっていて、鳥取大学でもまた鳥取環境大学のほうでも、ちょっと聞いている部分があるし、私のところでも少しずつ。やっぱり世代間交流にもなるし、自分達では気付かない感覚もあって広がっていくし、これは良い方向だなと思っています。なんとか充実させる方向に持っていきたいなと。

○足羽教育長

ではよろしいでしょうか。ぜひまた来年以降も継続してやりますので、また時間があれば覗いていただければと思います。ではイ、ウは資料配布だけとさせていただきますと思います。

【報告事項エ】 令和6年度末県立学校人事異動取扱要領の一部改正について

○足羽教育長

午前中最後は報告のエで、令和6年度末県立学校人事異動取扱要領の一部改正について、説明をお願いします。

○長尾教育人材開発課長

報告事項エ、令和6年度末県立学校人事異動取扱要領の一部改正につきまして報告申しあげます。このことにつきましては、10月の定例教育委員会の際に人事異動方針を議決いただきました。1枚めくっていただきまして、1頁でございますけれども、この度12月には、指導教員に関する条例の整備、それから1月には関係規則の改正を議決いただきまして、指導教諭の職ができるようになりました。それに伴いまして、年度末人事で指導教諭の人事を行う必要がございます。その具体的な方針につきまして要領に書き込むものでございます。1頁目の2(2)の新旧対照表をご覧ください。指導教諭の任用は、指導教諭に求められる資質・能力、適性、意欲及び健康等を考慮して行い、配置については、校長の意見を尊重するとともに、学校教育の充実及び指導体制の強化の観点から、全県的な配置を促進する。以上でございます。

○足羽教育長

職位設置に伴い取扱要領に追記をしていくというもので決裁済ですので、ご報告ということでご承知いただ

きたいと思います。よろしいでしょうか。はい、それでは報告事項は以上とさせていただきたいと思います。

報告関連以外で、委員の皆様方の方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本日の定例教育委員会はこれで閉会としたいと思います。次回はいよいよ3月、いろいろな面でばたばたと忙しい時期になります。3月の定例教育委員会は3月15日（土曜日）午前9時から、人事案件を中心ということになりますが、開催したいと思います。よろしいでしょうか。（同意の声。）では、以上をもちまして本日の日程をすべて終了させていただきます。ありがとうございました。